

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改訂

和泉市立鶴山台北小学校

目 次

第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方 ……2

1. いじめの定義
2. 基本理念
3. いじめ防止のための組織
4. いじめ防止年間計画

第2章 いじめの未然防止 ……5

1. 基本的な考え方
2. いじめ防止のための措置

第3章 いじめの早期発見 ……6

1. 基本的な考え方
2. いじめの早期発見のための措置

第4章 いじめへの対処 ……10

1. 基本的な考え方
2. 通報、相談があったときの対処
3. 被害児童や保護者への支援
4. 加害児童への指導や保護者への助言
5. いじめが起きた集団への働きかけ
6. ネット上のいじめへの対応

第5章 重大事態への対処 ……21

1. 基本的な考え方
2. 重大事態への対応の流れ

第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法による定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（法第2条）

*「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

*いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

参考：具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれや無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたり、勝手に動かされたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. 基本理念

(1)いじめは絶対に許されない

いじめは、その児童生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての児童生徒に起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2)対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、児童生徒がお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要です。

(3)地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめの防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、家庭や地域での児童生徒の規範意識の養成をはじめ、地域協働によるいじめの防止等のための活

動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で児童生徒に自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大事です。

和泉市いじめ防止基本方針（R7.4月改訂）より

<学校として>

- (1) いじめは絶対に許さない態度や行動を育てる（未然防止）
- (2) 組織的に迅速に取り組む
- (3) 児童一人ひとりの「命」と「心」を大切にする
- (4) 居場所・絆づくりを心がけ、学校を安心安全な場所にする

いじめはどの子どもにも起こりうる。また、どの子ども加害者にも被害者にもなりえるという事実をふまえ、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努める。

本校では「聴き合い学び合う学び」の授業づくりを通して、誰一人取り残さない児童一人ひとりの学び、学校づくりを大切にしながら、児童の安心感・居場所感・絆等が醸成されてきた。

今後も授業中はもちろんのこと、休み時間やさまざまな活動の中で児童どうしの温かい関係づくりに重点を置いていく。また、児童一人ひとりの観察をこまめに行うことにより、わずかな心や身体の変化にも気づきやすくなる。そのような一連の教育活動を通して、本校ではいじめ防止に取り組んでいく。

3. いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置

①名 称：学校いじめ防止等対策委員会

②構成員：校長、教頭、首席・指導教諭、加配教員等、生活指導担当、人権教育担当、各学年主任（生指）、担任、養護教諭、支援学級担任（支援コーディネーター）
※その他状況に応じて、専科担当など関係職員が参加する。

必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤー等の参加や、市子育て支援室、子ども家庭センター、警察等関係機関とも連携する。

③役 割：(ア) 学校いじめ防止基本方針の策定

(イ) いじめの未然防止対策立案 ……アンケート結果・報告等情報の整理・分析や、要配慮児童への支援方針の協議等含む。

(ウ) いじめの対応等 ……いじめが疑われる案件の事実確認・判断

(エ) 心の悩み相談窓口

(オ) 教職員の資質向上のための校内研修

(カ) 生活アンケートの実施と集計

(キ) 生活アンケート考察

(ク) 児童への啓発活動

(ケ) 年間計画の企画と実施、改善

(コ) 年間計画進捗のチェック

(サ) 各取組の有効性の検証

(シ) 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. いじめ防止年間計画

	学年・学級	学校全体
4月	・学級、学年開き ・仲間づくり ・キャリアパスポート ・学級懇談会 ・SCとの教育相談	・あいさつ運動 ・子どもを語る会（毎月） ・学年会議（毎週）
5月	・家庭訪問 or 個人懇談（希望制） ・にこちゃん班開き（たてわり活動）年間 ・にこちゃん班活動開始（たてわり活動）年間 ・SCとの教育相談	・いじめ防止等対策委員会 ・キャリア教育（キャリアパスポート）
6月	・にこちゃんクリーン開始（たてわり掃除）年間 ・生活アンケート① ・社会性測定尺度アンケート（4～6年） ・SCとの教育相談	・平和学習の充実 ・いじめ防止研修
7月	・個人懇談会 ・キャリアパスポート ・SCとの教育相談	・生活指導研修
9月	・キャッチマイドリーム ・運動会練習 ・SCとの教育相談	・非行防止教室（5、6年） ・情報モラル教育
10月	・生活アンケート② ・SCとの教育相談	・各委員会活動
11月	・社会性測定尺度アンケート（4～6年） ・個人懇談会（生活懇談） ・人権集会 ・SCとの教育相談	・スクリーニング ・人権教育
12月	・キャリアパスポート ・平和学習 ・SCとの教育相談	・生活指導研修
1月	・にこちゃん年賀集会（たてわり活動） ・キャリアパスポート ・SCとの教育相談	・障がい理解教育
2月	・生活アンケート③ ・平和伝承会 ・社会性測定尺度アンケート（4～6年） ・SCとの教育相談	
3月	・キャリアパスポート ・SCとの教育相談	

※年間を通して、にこちゃん活動（つながる・わかり合う・認め合う）を行う。

※学級・学年の実情に合わせ、適切なタイミングで、いじめ防止に向けての指導を行う。また、児童の情報交換を密に行い、早期発見・早期解決に努める。

第2章 いじめの未然防止の取組み

1. 基本的考え方

学校は、いじめがどの児童生徒にも起こりうることから、児童一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによるいじめを許さない集団づくりを進め、クラス集団や自主活動の集団における信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組みを学校教育活動のすべてにおいて取り組んでいきます。

2. いじめ防止のため措置

①いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して紹介や掲示を行う。

②いじめに向かわない態度や能力の育成

学校の教育活動全体を通じた**道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動**などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、地域等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが大切である。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たる必要がある。

④自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広

い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで児童生徒を見守ることができるだけでなく、児童生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

⑤児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

○いじめを「しない」「させない」「許さない」という人間性豊かな道徳的な感情を育てる。

- ・道徳の授業を大切にする。
- ・学級活動を通してタイムリーに扱う。
- ・教育活動全般のどの場面においても、同じ視点で扱う。

○児童が他人を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神を身につけ、心温かい人と人との交流の中で、より強い人権感覚を身につける。

- ・にこちゃん班活動（たてわり活動）
- ・にこちゃんクリーン（たてわり掃除）
- ・あいさつ運動（委員会・ボランティア・生活委員）
- ・総合的な学習（探求の時）
- ・人権教育

○他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、絶対にいじめをしない・させない・許さないという態度を育てる。

- ・生活科・理科の栽培活動を通して生き物を大切にする気持ちを育む。
- ・「いいところ見つけ」等の友だちの良さを認め合う態度を育てる。

○児童会活動や特別活動を通して、自尊感情や自己肯定感を高められるような異学年交流や取り組みを年間通じて行う。

- ・にこちゃん班活動（たてわり活動）
- ・にこちゃんクリーン（たてわり掃除）
- ・委員会活動
- ・クラブ活動
- ・あいさつ運動

⑥誰一人乗り残さない授業づくり・学校づくり

本校が大切にしてきた「聴き合い学び合う学び」の授業づくりを大事にしながら、誰一人取り残されない、教師と児童、児童相互が温かくつながる、質の高い学びの授業づくりを推進する。

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的考え方

学校は、いじめが他人の気が付かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないように努めます。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。

2. いじめの早期発見

○学校は、定期的な「アンケート調査」や定期的な「教育相談」の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知していくことが必要である。なお、「教育相談」等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

○定期的な「アンケート」や「教育相談」以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要である。

○いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われた、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。なお、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

【日常におけるチェックリスト】・・・P.9参照。

- ・児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

【学校におけるいじめの防止等に係る取組みのチェックリスト(教職員用)】・・・P.10 参照。

- ・いじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返しを行う。

【生活アンケート】・・・毎学期1回の年3回実施する。

- ・できるだけ学年で日をそろえる。

- ・1つでも「いじめの内容」に関するものがある児童には、20分休憩やお昼休憩、掃除の時間等を使い、丁寧に聴き取り、相談・対応する。(教育相談)

- ・対応後、アンケート用紙と聞きとったメモ、学年集計用紙を生活指導担当へ提出する。子どもへの聞き取りについて、学年主担の先生にご協力いただくこともある。

【教育相談】・・・定期的に実施。

- ・困っている子どもの実態を能動的にすくい上げ、積極的に支援する。

- ・いじめ問題の早期発見 ・子どもとのコミュニケーションから小さな気づきを見つける。

- ・困っている子どもの実態を能動的にすくい上げ、積極的に支援する。

【日常におけるチェックリスト】

教室の様子から

☐ 用具、机、椅子などが散乱していることが増える	☐ 教室にゴミが散乱している
☐ 個人用ロッカーなどにゴミが入れられる	☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする

集団の様子から

☐ 特定の子どもに気を使っている雰囲気がある	☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある	☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある

授業や学級活動・提出物から

☐ 教室にいつも遅れて入ってくる	☐ 授業中に発表すると冷やかされる
☐ 授業中に他の児童から発言を強要される	☐ 授業中に他の児童の発言の中で突然個人名が出る
☐ 隣の人と机をぴったりとくっつけなくなる	☐ その子の持ち物を周りの子が触りたがらない
☐ グループ分けて孤立する	☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
☐ 他の子どもと席を替わるようになる	☐ 球技でパスされなかったり、パスが集中したりする
☐ 給食や掃除当番などで人気のない仕事をする	☐ 毎回リーダーや班長になる
☐ 作文などにいじめや自殺に関する記述が見られるようになる	☐ 班ノートや学級日誌に何も書かなくなる
☐ 授業中職員に見えないように消しゴム等を投げている	☐ 理由もなく成績が突然下がる

友だち関係から

☐ 友だちに悪口を言われているのに笑う	☐ 友だちに一方的に肩を組まれている機会が増える
☐ 友だちの使い走りをするようになる	☐ 他の子どもの肩代わりをするようになる
☐ どんな遊びでも、誘われると従う	☐ これまでと違う雰囲気の友だちと付き合い始める

身辺の様子から

☐ 髪の毛が不自然に切られている	☐ 体に擦り傷やあざが見られる
☐ 服が汚れていることが多くなる	☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
☐ 持ち物に落書きや破損の跡が見られる	☐ 友だちの話をしなくなる
☐ 泣いた後のような気配がすることが増える	☐ 心配そうな表情をするようになる
☐ 悲しそうな表情をすることが増える	☐ 妙に暗くなる
☐ うつむいて視線を合わせなくなる	☐ おどおどするようになる
☐ 笑っている時の顔が引きつっている	☐ 筆圧が弱く、弱々しい文字を書くようになる

行動の中から

☐ 理由もなく一人で朝早く登校する	☐ 朝家を出たのに学校に来ない
☐ 遅刻・早退・欠席が増える	☐ 遅刻・早退・欠席の理由を明確に言わなくなる
☐ ぎりぎりの時間に登校する	☐ わざとらしくはしゃいでいる
☐ おどおど、にやにや、にたにたしている	☐ 体調不調を訴えて保健室へ行きたがる
☐ 一人で行動することが多くなる	☐ 教職員の近くから離れようとしなくなる
☐ 教職員にばかり話しかけ近くにいたがる	☐ いつも本を読んでいる
☐ 何もかも嫌だというようになる	☐ みんなが帰るまで帰宅したくない
☐ 校外学習や宿泊行事を楽しまなくなる	

学校におけるいじめの防止等に係る取組みのチェックリスト(教職員用)

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

項目		チェック			
授業づくり！ 学校づくり！	生徒が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての生徒が参加できる授業づくりに努めている	4	3	2	1
生徒理解 集団づくり！	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人一人と会話するよう心がけている	4	3	2	1
生徒指導	生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4	3	2	1
	生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4	3	2	1
資質能力向上 教職員の	教師の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1

2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック			
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、生徒の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4	3	2	1
	生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
いじめの対応等	被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
	加害生徒への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4	3	2	1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チェック			
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4	3	2	1
生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4	3	2	1
PTA活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4	3	2	1

第4章 いじめへの対処

1. 基本的考え方

いじめ（あるいは、いじめの可能性）の発見・通報が確認された場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校対策委員会に報告し、学校長の責任において、いじめの解決に向けて組織的に対応を行います。学校は、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関等と連携を図りつつ対応にあたります。

2. 通報や相談があった場合の対処

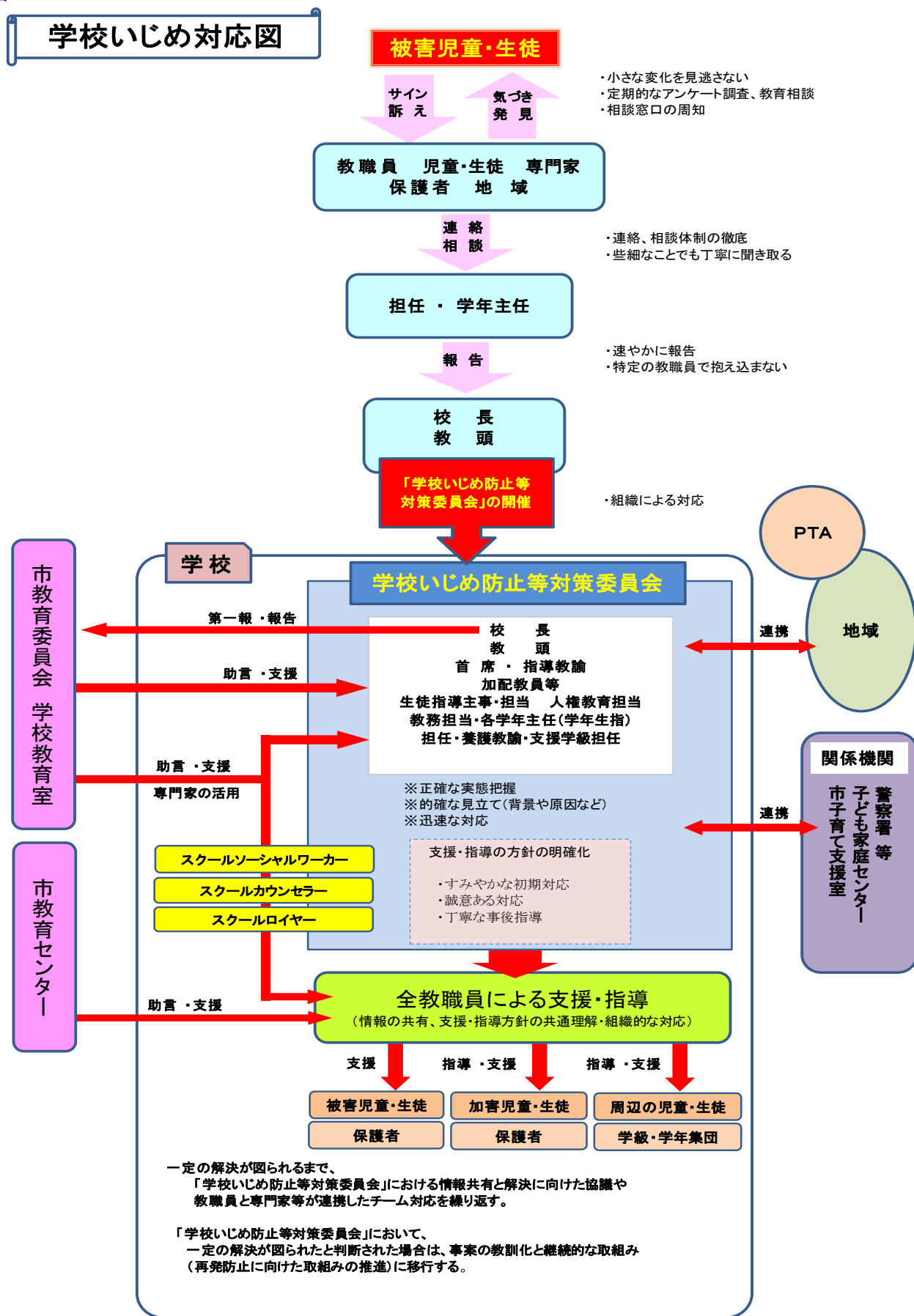
(1) 基本的な考え方

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
- ・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「**学校いじめ防止等対策委員会**」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ・児童生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。
- ・学校や学校の設置者が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

<図1>



(和泉市いじめ防止基本方針(R7.4月改訂)より)

(3)児童生徒の問題行動への対応

児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分け、教職員の共通理解を図ると共に、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めます。

【5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート】

レベルⅠ	ことばによるからかい、無視、攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）、無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髮違反、授業をさぼる、学校施設の無許可使用 等 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。
レベルⅡ	仲間はずれ、悪口・陰口・暴言、攻撃的な言動、賭けごと、授業妨害、器物損壊、授業をさぼって校内でたむろ ※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する。 ※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合。 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。
レベルⅢ	レベルⅡを繰り返す暴言・誹謗中傷行為（「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの）、脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの）、暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの）、喫煙、窃盗行為、悪質な賭けごと、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転等 ※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合。 ※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。
レベルⅣ	より重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為 等 ※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合。 ※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。
レベルⅤ	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）、凶器の所持、放火、強制わいせつ、強盗 等 ※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

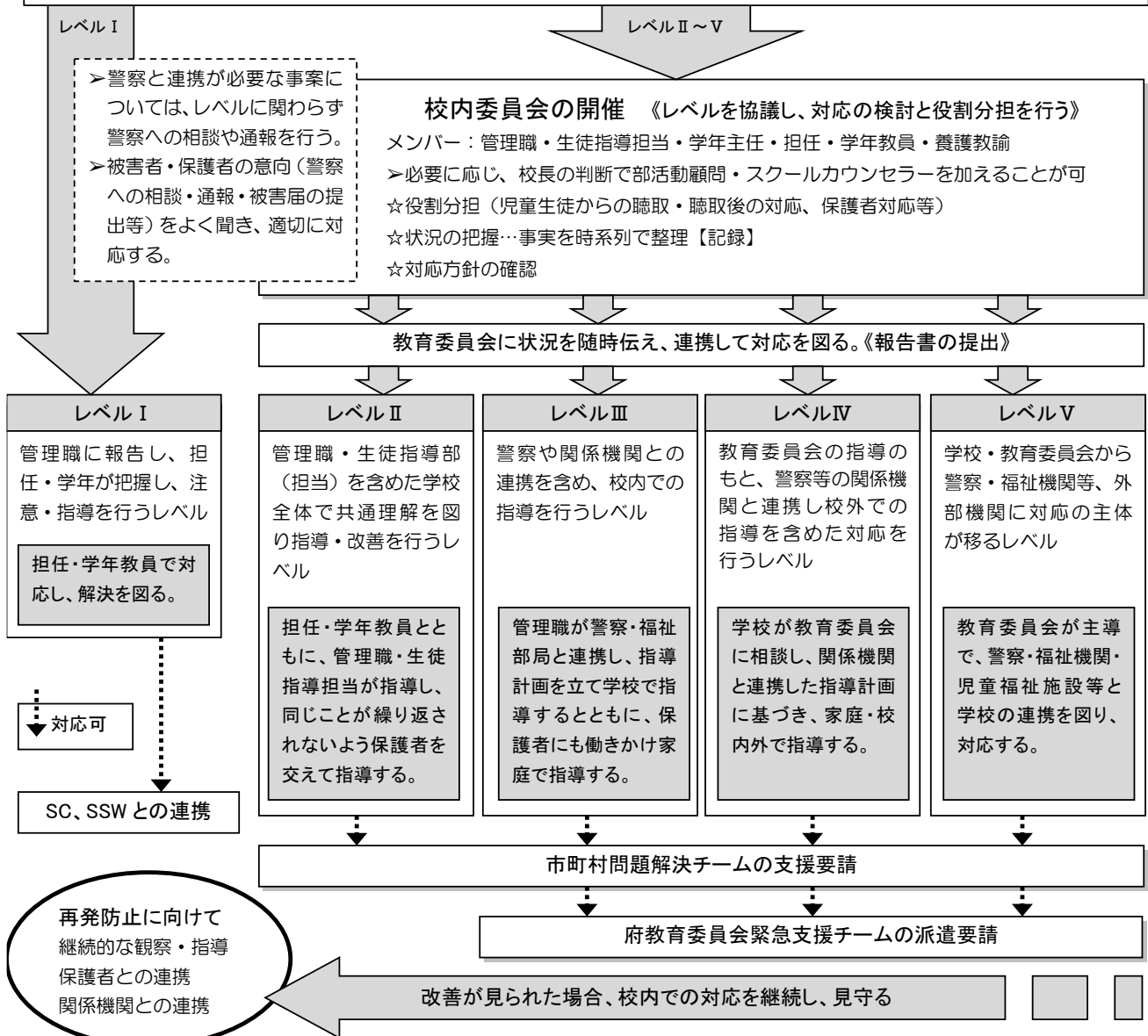
H29.3 和泉市教育委員会 作成

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
- ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
- ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ
- ※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
- ※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
- 暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの) ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等
- ※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながら指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為(金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。

↓

- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会の指導のもと、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為(態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。

↓

- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置（小学校に派遣）しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

3. 当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言

① いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ・あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとし、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- ・いじめが解消した（以下※参照）と思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（※）いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、

いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。（いじめの防止等のための基本的な方針・H25年10月11日文部科学大臣決定（本文第2の3（4）iii）より）

②いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。
- ・ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

4. いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてなると同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめが解消している状態（P.19※参照）に至った上で、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

5. ネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・また、児童生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめな

どについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

6. その他

① 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、学期に1回はいじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行う。

② 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

③ 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

④ 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑤ 取組状況の把握と検証（PDCA）

安心安全対策委員会は各学期に（年3回）検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、現在の状況など必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、年間を通して各学年、学級より児童の様子や学年・学級の様子について報告する場を設け、情報交換・共有をおこなう。

⑥ 保護者・地域との連携・チェック機能

日頃より保護者・地域と連携し、学校教育自己診断の結果などを知らせ課題と成果を共有する必要がある。そして地域に開かれた学校にしていかなければならない。

第5章 重大事態への対処

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例) ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

《1》重大事態の報告

- ・重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。また、児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして同様に報告を行います。

《2》総合教育会議の開催①

- ・市長は、総合教育会議を開催し、重大事態にかかる情報の共有を図るほか、今後の対応方針について協議を行います。

《3》調査の実施

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体を判断します。

- ・学校が主体となって調査を行う場合
学校に常設している「学校いじめ防止等対策委員会」が調査を行います。教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。
- ・教育委員会が主体となって調査を行う場合
全ての調査委員が第三者で構成された、教育委員会の附属機関である「市いじめ問題調査委員会」が調査を行います。教育委員会は、必要な事務局機能を担います。

※学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合、事案の経緯や特性等を踏まえ、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い場合には、「市いじめ問題調査委員会」が調査を行います。

《4》調査結果の報告及び提供

- ・学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。その際、調査結果を市長に報告する際に、いじめを受けた児童生徒や保護者からの所見書を併せて市長へ提出することが可能であることを説明します。
- ・調査結果の説明は、基本的には調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭により説明する方法により行います。
- ・説明の結果、調査報告書に対して、いじめを受けた児童生徒や保護者と事前に確認した調査事項に調査漏れがある場合や調査中に新たに調査すべき事項が出てきた場合などは、当該児童生徒や保護者の意向を確認した上で、学校又は教育委員会が追加で調査を行う場合があります。
- ・学校又は教育委員会は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対しても、調査報告書の内容について説

明します。

- ・学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告します。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告します。また、いじめを受けた児童生徒や保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明します。

《5》総合教育会議の開催②

- ・市長は、総合教育会議を開催し、学校及び教育委員会による調査の結果や重大事態へのこれまでの対応について検証を行います。
- ・再調査を行わない場合は、再発防止策等について協議を行います。

《6》調査報告書の公表

- ・調査報告書の公表については、「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン（以下「公表ガイドライン」という。）」に基づき、教育委員会が公表の有無を決定します。また、公表を行うこととした場合、公表の仕方及び内容についても、「公表ガイドライン」に基づき、公表します。

《7》市長による再調査等

- ・《4》の調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要であると認めるときには、法30条第2項に基づき、再調査を行います。
- ・再調査は、公平性・中立性を図るため、当該重大事態の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成した「和泉市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、再調査の進捗状況及び結果を説明します。

《8》総合教育会議の開催③

- ・市長は、総合教育会議を開催し、いじめ問題再調査委員会の再調査結果を踏まえ、再発防止策等について協議を行います。
- ・市長と教育委員会は、自らの権限と責任において、当該重大事態への対処や再発防止等に必要な措置を講じます。

《9》議会への報告

- ・市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を市議会に報告します。
- ・報告については、個々のプライバシーに対して十分配慮します。

<図2>
重大事態発生時の対応フロー

